

## 議会運営委員会

令和3年3月8日（月曜日）午後 零時58分開会

### 出席委員（10名）

委員 長	相 馬 剛	副 委 員 長	齊 藤 誠 之
委 員	山 形 紀 弘	委 員	中 里 康 寛
委 員	田 村 正 宏	委 員	鈴 木 伸 彦
委 員	眞 壁 俊 郎	委 員	玉 野 宏
議 長	吉 成 伸 一	副 議 長	松 田 寛 人

### 欠席委員（なし）

### 説明のための出席者

市 長	渡 辺 美知太郎	副 市 長	渡 邊 和 明
副 市 長	亀 井 雄	総 務 部 長	石 塚 昌 章
市民生活部長	鹿 野 伸 二	総 務 課 長	五 十 嵐 岳 夫
総務課長補佐	菊 地 直 路	行 政 係 長	佐 藤 吉 将

### 出席議会事務局職員

議会事務局 長	増 田 健 造	議 事 課 長	小 平 裕 二
議事課長補佐 兼庶務係長	印 南 恵 子	議事調査係長	佐々木 玲男奈
議事課 主 査	鎌 田 栄 治		

### 議事日程

- 1 開 会
- 2 挨 拶
  - ・ 委員 長
  - ・ 議 長
  - ・ 市 長
- 3 協議事項

(1) 令和3年第2回那須塩原市議会定例会について

① 提出案件について

○市長提出案件 1 件

・ 条例案件 1 件

(2) 議会基本条例第 11 条に基づく計画等について

(3) 令和 3 年度議会取組実行計画について

(4) 請願・陳情の運用について

(5) 参考人・公聴会の運用について

(6) 那須塩原市議会広聴広報委員会規程の制定等について

(7) 緊急質問の取扱いについて

(8) 議場における議員の服装その他携行品について

(9) その他

4 閉 会

開会 午後 零時58分

◎開会の宣告

○相馬委員長 それでは、2分ほど予定よりも時刻は早いですが、始めさせていただきたいと思えます。

皆さん、こんにちは。

本日の議会運営委員会は、こうして久しぶりに委員会室といいますか、控室によりまして、一堂に会して開催するということになりました。

委員の皆様、そして、執行部の皆様、定例会中の大変お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。

ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

—————◇—————

◎委員長挨拶

○相馬委員長 さて、今朝のNHKの番組で、栃木の魅力と題しまして、本県の特集が放送されておりました。その中で、ミルクタウン那須塩原ということで紹介されまして、牛乳やウドなどの当市の農産物等を多く紹介されておりました。こうしたことを受けまして、コロナ後の社会において本市の魅力がさらにアップしていくことを期待したいと思えます。

さて、本日の委員会は、この後緊急なことがなければ、私たちの任期中最後の委員会となる予定でございます。改選後の委員会の取組実行計画、さらには申し送り事項等と協議事項が多く、次第のとおりでございますので、委員の皆様には円滑な運営に御協力をお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。

—————◇—————

◎議長挨拶

○相馬委員長 それでは、続いて議長から御挨拶をいただきます。

吉成議長、お願いいたします。

○吉成議長 皆さん、こんにちは。

本日の本会議、質疑だったわけですが、もう少し時間がかかるのかなと思っていたんですが、執行部の皆さん気を使って短めに終わらせたのかなと、そのように思います。ですから、あまり疲れていないとは思えます。今日はね。

いよいよ本格的にワクチン接種が地方に着いたのかなと、そんな形になってくるわけですが、1日も早いワクチン接種がなされて、このコロナを何とかして乗り越えていきたいなど、このように思います。とはいえ、まだまだ油断はできません。そういった中で、当然、行政もそうですし、我々議会としても常に万全の体制で臨んでまいりたいと思えますので、今後ともよろしく御願いたします。

本日は、どちらかというと我々議会運営側の協議事項がたくさんあります。大事な事項がたくさんありますので、皆様方の御協力よろしく御願いたします。

以上です。

○相馬委員長 ありがとうございます。

—————◇—————

◎市長挨拶

○相馬委員長 続いて、市長から御挨拶をいただきます。

渡辺市長、お願いいたします。

○渡辺市長 今、議長からワクチンの話ございました。今、ワクチン接種のアンケートを行っており

ますが、初日に3,000人以上の方に御回答いただいたと。まさに驚異的な反応であります。今現在は4,800人以上ということで、これまたすごい勢いでありますし、また第2の登録者も、アンケート前よりも五、六百人ぐらい今増えているというふうに聞いております。

従来ですと、総合計画、例えばアンケートとかを行うと、当然、書面で行っていますから、1,100とか、多くても千幾つなんですけれども、1日で3,000人返ってくると。委員長もコロナ後のお話をされていましたが、まさしく1つのコロナ後の在り方として、こうした、LINEを通じて迅速にアンケートを取って、1日で3,000人も返ってくると、そういったやっぱり機動的な市政運営に当たるとか、市民の声を聞く、こういった新しい方法ができたのかなという感じしております。結果は後日ちゃんと集計しますが、そういうわけでそういう状況でございます。

本日は、令和3年第2回那須塩原市議会定例会の追加議案に係る議会運営委員会の開催していただきましてありがとうございます。今回の市議会定例会においては、新たに追加議案を申し上げますが、条例の一部改正が1件であります。内容につきましては、この後、総務部長が説明をいたします。

また、議会基本条例第11条に該当する協議につきましても、この後、担当部長が説明をします。御審議いただきますよう、よろしくお祈りを申し上げます。私からの挨拶といたします。

○相馬委員長 ありがとうございます。

◇

### ◎協議事項

○相馬委員長 それでは、3の協議事項に入ります。

(1)令和3年第2回那須塩原市議会定例会について、①提出議案についてを議題といたします。

市長提出案件について執行部から説明をお願いいたします。

部長。

○石塚総務部長 着座のままで大変失礼をいたします。

先ほどの市長からお話があったように、新たに追加議案ということで、審議の時間をいただきまして、大変ありがとうございました。

それでは、説明をさせていただきます。

令和3年第2回那須塩原市議会定例会に追加提案を予定しております市長提出議案につきまして、新たに予定しております案件は1件でございます。当該案件の取扱いにつきまして、御審議をいただきますようよろしくお祈りを申し上げます。

それでは、内容の説明にまいります。

那須塩原市国民健康保険税条例等の一部改正についてでございます。

議案の番号は43号を予定しております。まだ議案書等調整中でありまして、大変申し訳ございません。議案番号は43号を予定しております。本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴いまして、同法に規定されていた新型コロナウイルス感染症の定義、これが削除されました。それに伴い、この規定を引用していた条例4件につきまして、一括して改正を行い対応するものでございます。

関係いたします条例は、那須塩原市国民健康保険税条例、那須塩原市新型コロナウイルス感染症患者等の人権の擁護に関する条例、那須塩原市国民健康保険条例、那須塩原市介護保険条例の4件でありまして、改めてそれぞれの条例の中に新型コロナウイルス感染症の定義を規定するものであります。

よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。以上です。

○相馬委員長 説明が終わりました。

質疑はございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 すみません、時間のないところで。

新型コロナウイルス感染症の定義が削除されたということだと、この定義に代わるものというものは何かあるのでしょうか。

○相馬委員長 部長。

○石塚総務部長 現在、今の段階ではない状態になっています。それを、新たにそれぞれの条例の中に位置付けする、定義付けするということになり

ます。

以上です。

○相馬委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようでしたら、私から1点、本条例の一部改正について、本会議開会前の議会運営委員会ではなく、本日の議会運営委員会での上程の審査というふうになったことに対する理由をお伺いできればと思いますが、よろしく申し上げます。

部長。

○石塚総務部長 今回、国の法律の改正は2月3日に公布をされました。実際には施行になったのが2月13日でございます。この法律の改正ということになりますと、国から県を通じて市のほうに情報が来る形になりますけれども、国からは2月10日付で県を通じて事務連絡が来たわけなんです、実際に市のほうに情報が届いたのが2月24日ということになってございます。これ、それぞれその4つの今回条例が関係するというので、それぞ

れのところで情報を手に入れたのが、若干タイムラグはあると思うんですけども、最終的に届いたのが若干遅かったということと、内容的な精査に時間がかかったということで、こういった扱いになってしまいました。

大変申し訳ございませんが、よろしく申し上げます。

○相馬委員長 はい、分かりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようですので、議案の取扱いについてお諮りいたします。

ただいま説明がありました条例の一部改正案件1件は、3月18日定例会最終日に上程し、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

以上で(1)の協議事項は終了いたしました。

次第にはございませんが、今定例会について、その他として執行部から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○相馬委員長 委員から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○相馬委員長 よろしいですか。

ないようでしたら、次第(2)に入る前に執行部入替のため、暫時休憩といたします。お疲れさまでした。

休憩 午後 1時09分

再開 午後 1時10分

○相馬委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、次第(2)議会基本条例第11条に基づく計画等についてを議題といたします。

議会基本条例第11条に関わる計画協定等について執行部から内容の説明をいただいた上で、議決または報告とするかを決定いたします。

本日は、市民生活部から1件の案件がございます。

それでは、JRバス関東株式会社との職員の派遣に関する協定を協議いたします。

執行部から説明をお願いいたします。

市民生活部長。

**○鹿野市民生活部長** まず、初めに急な案件の提出につきまして、お時間をいただきまして大変ありがとうございます。

それでは、この締結について説明をさせていただきます。

この協定は、昨年3月に締結いたしました那須塩原市とJRバス関東株式会社との包括連携協定、こちらに基づきまして、具体的な事業を展開するため、JRバス関東さんの御厚意によりまして、職員を派遣してくださるということになりましたので、地域おこし企業人合流プログラム、こちらの事業を活用いたしまして、包括協定とは別に派遣合意のための協定を改めて締結したいというものでございます。

協定締結の予定は新年度からということで、4月1日を予定しているというところでございます。繰り返しになりますが、包括協定に基づく協定に関わる連携事項を明文化いたしまして、さらには、先ほど申しましたが、地域おこし企業人交流プログラム、この事業を活用するために結ぶ協定だということで、来週、今月17日の全員協議会のほうに報告をしまして、速やかに進めていきたいというふうに考えているところでございます。簡単ですが、説明は以上となります。よ

ろしくお願いいたします。

**○相馬委員長** 説明が終わりました。

質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

**○相馬委員長** ございませんか。

ないようでしたら、ここで議員間討議に入ります。討議すべき点はございますか。

〔発言する人なし〕

**○相馬委員長** ないようでしたら、委員から御意見はございますか。

〔発言する人なし〕

**○相馬委員長** ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**○相馬委員長** 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、案件の取扱いについてお諮りいたします。

本案件について、執行部提案のとおり報告とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**○相馬委員長** 異議ないものと認め、本案件については報告案件とすることに決しました。

以上で(2)議会基本条例第11条に基づく計画等についてを終了いたします。

その他として執行部から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

**○相馬委員長** 委員から何かございますか。

〔発言する人なし〕

**○相馬委員長** ないようでしたら、この後、議会側の案件に入りますので、執行部におかれましては、ここで御退席をお願いいたします。

大変お疲れさまでございました。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時14分

再開 午後 1時15分

○相馬委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次第(3)令和3年度議会取組実行計画についてに入ります。

資料について、まず事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、資料について御説明申し上げます。

前回、議会運営委員会で御議論いただいた内容を踏まえ、取組実行について修正、削除等を図りました。そのほか、表紙ですとか基本的事項の欄につきましては、昨年度の策定をした取組実行計画の内容をそのまま踏襲をして、年度とか、その辺を若干変えさせていただいたという内容になります。

取組ナンバー1から取組ナンバー16までにつきましては、前回御議論をいただいたところがございます。取組ナンバー17につきましては、公明クラブから提案がありました事項について、こちらに記載をしております。

資料の説明につきましては以上です。

○相馬委員長 説明が終わりました。

それでは、前回、取組ナンバー17、公明クラブからの提案がありました広聴広報機能の強化の取組について、各会派に持ち帰っていただいて意見をということでお願いしていた次第でございます。各会派からも、まず意見を伺いたいと思います。

それでは、那須塩原クラブからよろしいですか。じゃ、すみません、私のほうから説明させてい

たきます。

まず、広聴広報機能の強化という表題と、それからアウトプットとして様々な団体等との市民議会の開催を検討ということで、アウトカムとして、市民各層の意見要望の把握というのがテーマでございました。これについては、市民議会の開催ということになりますと、模擬議会を開催というふうなことかなというふうなことで、私どもの会派としては受け取った次第でございますので、模擬議会をした上で市民意見の要望の把握、アウトカムの部分、市民意見の要望の把握及び住民参加による議会への理解促進に変更してはどうかという意見でございます。

表題についても御意見がございまして、これは模擬議会ということであれば、広聴広報機能の強化をいうよりは、シティズンシップであったりとか、そういう意味が入ってくるので、表題については模擬議会の開催の取組というふうにということがあったんですが、模擬議会という表題にしますと、関係基本条例、今ここ17条関係ですと広聴広報機能の強化ということになってきますが、模擬議会ということになってきますと関係条例等がございませんので、表題についてはこのまま広聴広報機能の強化という表題で、アウトプットについてはそういうことで、模擬議会の開催検討に変更し、目標値を実施として、先ほど言いましたようなアウトカムの内容に変更してはどうかと、そういう那須塩原クラブの意見でございました。

大丈夫ですかね。よろしいですかね。以上でございます。

続いて、再度、公明クラブさんのほうから御意見をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○田村委員 我々の再度検討したところ、今、委員長おっしゃったような趣旨とおおむね一致してお

りますので、那須塩原クラブさんの意見のとおり  
にさせていただいて結構だと思います。

○相馬委員長 はい、恐れ入ります。

続きまして、志紳の会のほうから御意見いただ  
ければと思います。

○眞壁委員 意見ありません。特にございませ

○相馬委員長 はい、分かりました。

続きまして、敬清会。

○玉野委員 私のほうも特にございませ

○相馬委員長 よろしいですか。

○玉野委員 はい。

○相馬委員長 そうしましたら、今、那須塩原クラ  
ブから出た意見で取組実行計画に取組ナンバー17  
として盛り込むということでよろしいでしょうか。  
異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 それでは、取組ナンバー17につい  
ては、先ほど私が説明したとおりアウトプットの文  
言の変更、それからアウトカム of 文言の変更をし  
て、表記させていただきます。

17については以上とさせていただきます。

ほかに計画全体に関して皆様の中から御意見は  
ございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○相馬委員長 前回までに決定した内容については  
それでよろしいということで、このような記載で  
よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○相馬委員長 よろしいということであれば、一部、  
今申し上げた内容を修正した上で、資料を作成い  
たしまして、18日の定例会最終日に上程するとい  
うことで、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取  
り扱います。

次に、次第(4)請願・陳情の運用についてを議題  
といたします。

事務局から資料の説明をお願いいたします。  
係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、請願・陳情の取  
扱に関する論点整理、会派意見資料につきまして  
御説明を申し上げます。

先日の委員会の中で、請願・陳情に関する論点  
整理ということで、事務局のほうから資料提出さ  
せていただきましたが、それぞれの論点につつま  
して各会派から意見を出していただいたものをこ  
ちらのとおり取りまとめたものでございます。

1番から最後のところは16番となっております  
が、4会派からの意見をまとめたという内容にな  
ってございます。

資料の説明につきましては以上です。

○相馬委員長 説明が終わりました。

ここに出ているとおり、各会派からの意見が出  
てございます。現時点でこの記入いただいた意見  
について、各会派から補足等がございましたらお  
願ひいたします。

まず、そうしたら那須塩原クラブで、2番の他  
者の個人情報や秘密に属するような事項が含まれ  
るものについての取扱いを保留というふうにして  
ございますが、これについては会派の中で、その  
個人情報、それから秘密というのが、ある程度そ  
の、どの程度のところまでという、そのある程度、  
その程度が明確ではないために、結論としては保  
留というふうにさせていただいております。これ  
については、その後も私どものほうでは諮ってお  
りませんので、このまま保留という形で出させて  
いただきました。

大丈夫ですか、ほかに補足がないようでしたら。



〔発言する人なし〕

○相馬委員長 大丈夫ですね。なければ、本案件につきましては、改選後の5月以降に引き続き協議していただくということで、申し送り事項ということにすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

続きまして、(5)参考人・公聴会の運用についてに入ります。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、参考人・公聴会の運用に関する方針についての会派意見の資料の御説明をさせていただきます。

参考人・公聴会に関しての資料に基づきまして、各会派から意見をいただいたところでございます。こちらをまとめた資料になっております。

なお、敬清会につきましては、最後の8番のところだけ記載がありまして、それ以外のところは空欄になっていますが、現時点で会派の中でそれぞれのところについて統一された見解というのが定まっていないという話で聞いております。

それから、志絆の会につきましても全て空欄となっておりますが、内容的にもう少し検討する時間が必要だということで、現時点で回答して意見として出せるものがないので、ちょっと時間をもう少しかけるべきではないかということで御意見をいただいております。

説明につきましては以上です。

○相馬委員長 説明が終わりました。

それでは、取扱いについてでございますが、敬清会と志絆の会については、今現状、空欄になっているところについては現時点でも補足できるものはないということで……

〔「ある」と言う人あり〕

○相馬委員長 ございますか。じゃ、すみません、補足できる部分がありましたら、お願いいたします。

鈴木委員。

○鈴木委員 参考人というのは、参考人という制度があつて、これを何ですかね、参考人を適用するのに一般の議案と、この前陳情・請願の、両方ダブっているという話がありましたよね。勘違いしたのは単なる参考人の話のところですよ、今言ったようなことは、陳情・請願に含まれる、関係しているのかもしれないんだけど、陳情・請願のときの考え方はちょっと違うかなということで、今の話になるかと。あくまで出てくる議案について我々がもうちょっと知識が欲しいということに関しての参考人の扱いということであれば、すみません、先読みしてしゃべり過ぎたんですけども、もうちょっと考えます。すみません、陳情・請願の話と頭が先に行っちゃってました。ここだけは、参考人の運用ですもんね。

○相馬委員長 陳情・請願等に提出者に対して説明及び意見をいただく場合も参考人というふうに呼んでございます。それから、議案に対する、我々が審議するための資料、それから知識等をいただくための参考人等を、それから公聴会と、視察に行つて、町田市議会であつたりとか、そういったところの視察を行つてきたかというふうに思うんですが、それに次いで、本市議会でもその参考人制度、それから公聴会制度の運用に関するガイドラインをとということで進めてきたところでございます。

現、今の議会運営委員会の中で最終決定するという目標にはしてございませんでした。検討を行うということで、行つてきたところで、最終的といいますか、現時点での各会派の意見をお伺いし

たいということであったかと思うんですが、来年度以降、この参考人、それから公聴会のガイドラインについては決定を見ていくということで、検討の内容をここまで、御検討の内容を各会派の意見を出していただいたというところでございます。というところで、現時点でその空欄について御意見がもしございましたら、お願いしたいと思いますが。

○相馬委員長 玉野委員。

○玉野委員 敬清会のほうはありません。

○相馬委員長 はい、分かりました。

よろしいですか。大丈夫ですか。それでは、委員、進めてよろしいですか。意見なしということで。

〔「はい」と言う人あり〕

○相馬委員長 ないようでしたら、こちらについても5月以降の参考人等の検討の中で併せて検討を進めていくということで、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

続いて、(6)那須塩原市議会広聴広報委員会規程の制定等についてに入ります。

事務局から説明をお願いします。

係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、規程の内容について御説明申し上げます。

広聴広報委員会につきましては、5月以降、改正をいたしまして、166条の別表に位置付けるということになりまして、その関係で広聴広報委員会規程を定めたいというものでございます。

内容としましては、ほかの会議と同様に、委員長、副委員長に関する規程、そういった形のもので、比較的簡単なものではございますが、このような形で検討を、規程を置きたいというふう

えております。

併せて、附則の中で議会だより編集規程の改正を入れておりますけれども、2枚めくっていただきますと新旧対照表がございますが、現在議会だよりの編集は議会の議決により設置される広聴広報特別委員会という表現になっていきますので、こちらにつきまして5月以降広聴広報委員会というふうに文言の訂正をするものでございます。

併せて、次の次のページでございますけれども、議会報告会実施要項につきましても同じような文言がございますので、こちらについても訂正を、改正をするという内容でございます。

説明につきましては以上です。

○相馬委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明に関し、質疑はございますか。

よろしいですか。

前回の委員会の説明があったとおり、特別、5月改選後すぐ議会だよりが発行されますので、そこで特別委員会が設置されて、今現状の特別委員会が継続するというものではございませんので、166条の別表のその他の委員会に広聴広報特別委員会としてするという内容について、実施要綱等の変更を行うというものでございます。

質疑はよろしいですか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 なければ、資料のとおり制定するというので異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、(7)緊急質問の取扱いについてに入ります。

前回の委員会で申し上げましたが、これについては取組実行計画に入れるのではなく、早期に取扱いについて協議する必要があるということで、取組実行計画には入れませんでした。これについ

ては、緊急質問につきましては、今後、通年議会  
を実行していくに当たって、地方自治法上、緊急  
質問の発議をして、認められればいつでも緊急質  
問という形で行うことができます。ただし、時間、  
それから内容、それから発議までのプロセス等々、  
そういったものが当市議会は決まっておきませ  
ないので、そういったものについて、今後、改選後  
早急に内容を決定していく必要があるだろうとい  
うことで、頭出しを今回させていただいたところ  
でございます。これについては、早期の決定向け  
て、これも改めて5月以降協議していただくとい  
うことで、御了承いただければというふうに思  
いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 ありがとうございます。

続きまして、(8)議場における議員の服装その他  
携行品についてに入ります。

こちらも前回の委員会で申し上げましたが、早  
期に取扱いについて協議していく必要があります  
ので、取組実行計画からは外して、本日頭出しを  
させていただいて、5月以降、早急に決定を見て  
いただければというふうに思うところでございま  
す。

現在の会議規則等では、もちろん帽子、それか  
らマフラー等々、そういった物は持込みができな  
いというふうになって、その中にこういったバッ  
グも入っております。現在、タブレットを皆さん  
使っていますので、タブレットを入れるためにバ  
ッグはほとんど皆さん持って入っているというよ  
うな状況がございます。現在の規制と現在に皆さん  
が行っているところの携行品それから服装につ  
いて、なかなかそぐわないという事態が見られま  
すので、そういった服装について改選後の5月以  
降、早急に協議をしていただいて、決定をしてい  
っていただきたいというふうに思います。これに

ついても、先ほどの緊急質問と同様5月以降、改  
めて協議し、早期に決定していただくというこ  
とで御了承いただきたいと思いますが、よろしいで  
しょうか。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○相馬委員長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱わせていただきま  
す。

次に、次第(9)その他に入ります。

委員の皆様から何かございますか。

〔発言する人なし〕

なければ、事務局から何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 じゃ、議長。

○吉成議長 我々の任期もいよいよあと1か月強と  
なりました。例年この時期は、4年目の最後のと  
きには、4月の全員協議会というのをやらないと  
いうような形でこれまでやってきたんですね。で  
すから、今回も4月に関しては全員協議会はなし  
ということをやりたいと思うんですが、それでよ  
ろしいですか。

当然集めるのは議長名で集めるということもあ  
るので、取りあえずはこの議運の中でも御了解い  
ただいておければなと思いますので、よろしくお  
願いしたいと思います。

○相馬委員長 それでは、今、議長からありました  
4月の全員協議会の開催についてですが、招集し  
ないということで、決定でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱わせていただきま  
す。

よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○相馬委員長 ほかにその他として何かございます

か。

なければ、私から1点、本日、当初の予定では1月に申し上げていたとおり、日本生産性本部のほうと私どもの12月に決定した行事の評価を日本生産性本部の評価システムにマッチするかどうかということで、日本生産性本部に投げてあって、今日までに御回答をいただくようお願いをしておいたところでございますが、日本生産性本部もコロナの影響等々でなかなかリモート等の会議をやっているというようなことで、進んでいないということでございます。大変申し訳ございませんが、12月にお話した私どもの事務事業の評価と日本生産性本部の評価システムのマッチングがどの程度できるとかということについての回答が今日得られませんので、これについても改選後の5月以降、再度議会運営委員会で諮っていただきたいということで、申し送りたいというふうに思いますが、そのように御承知いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかに何かございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ないようでしたら、開会の挨拶でも申し上げましたとおり、任期中、議会運営委員会は本日が最後という予定になります。私が委員長に就任する際に、議会運営委員会は全会一致を旨とするということで申し上げさせていただきまして、本日まで多数決採決は行わず開催できましたことは、委員の皆様の御理解と御協力のおかげということで、深く感謝を申し上げる次第でございます。

大変にありがとうございました。

○相馬委員長 以上で本日の議会運営委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 1時40分

◇  
◎閉会の宣告